

上富良野町住宅新築補助金交付要綱

(令和8年3月10日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅取得に伴う負担の軽減、移住及び定住の後押し、地域経済の活性化、道産材の流通拡大、ゼロカーボンシティの実現並びに空き家及び空き地の抑制等を図るための工事に要する経費の一部を、町内に住宅を新築する建築主に対して予算の範囲で交付する補助金に関し、上富良野町補助金等交付規則（平成4年上富良野町規則第8号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 住宅 1以上の居室、台所及び便所を有する建築物をいい、専用住宅又は併用住宅をいう。
- (2) 専用住宅 専ら居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 併用住宅 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、住宅と他の用途を併せた建築物をいう。
- (4) 一戸建て住宅 1戸の住戸を有する住宅をいう。
- (5) 新築 建築物のない敷地に新たに建築物を建築すること、又は既存の建築物の全部を取り壊し、当該敷地に新たに建築物を建築することをいう。
- (6) 注文住宅 建築主が自ら居住し、かつ、所有することを目的として、工事施工者との工事請負契約により建築する住宅をいう。
- (7) 建築主 住宅の新築工事に係る請負契約の注文者をいう。
- (8) 工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する許可を受け、住宅の新築工事を請け負う者をいう。
- (9) 子育て世帯 交付申請を行う年度の4月1日時点において、18歳未満の子と同居し、養育している世帯をいう。
- (10) 若者世帯 交付申請を行う年度の4月1日時点において、建築主又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のいずれかが40歳未満である世帯をいう。

(事業の種別、補助対象要件及び補助金の額)

第3条 事業の種別、補助対象要件及び補助金の額は、別表第1に定めるところによるものとする。

- 2 前項に定める事業を併用する場合における補助金の額は、別表第1の1の項から5の項までに係る補助金の合計額の上限を200万円とし、同表6の項に係る補助金の額を加算するものとする。ただし、同表3の項及び4の項の事業については、併用することができないものとする。
- 3 この要綱による補助金は、国、北海道及び町その他公共的団体等から補助金、交付金その他これらに類する資金と重複して交付を受けることができない。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、建築主であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者の全員が、上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成18年上富良野町条例第19号）第2条第3号に規定する町税等の滞納者でないこと。
- (2) 上富良野町暴力団排除の推進に関する条例（平成24年上富良野町条例第13号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- (4) 本要綱による補助金を過去に受けていないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、世帯の状況その他の交付対象者に関する要件については、別表第1に定めるところによる。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、原則として補助事業に係る工事の着手前に、かつ、町長が別表第1に定める期間内に、上富良野町住宅新築補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の写し。ただし、建築確認が不要な地域に建築する場合は、建築工事届の写し
 - (3) 工事の内容及び工事に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類
 - (4) 各種公的支給等に関する申出書（別記様式第2号）。ただし、当該申請又は申請予定がない場合は、この限りでない。
 - (5) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
 - (6) 工事着手前の敷地の状況を撮影した写真
 - (7) 第3条第1項各号に応じ、別表1に定める関係書類
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、令和8年度の事業に限り、令和8年1月1日から交付申請の日前までに工事請負契約を締結したものについては、工事に着手している場合であっても、交付の申請をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、特別の事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅新築補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

- 2 補助金の交付は、同一の者につき1回限りとする。
- 3 町長は、補助金の交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、当該補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、上富良野町住宅新築補助事業変更等承認申請書（別記様式第5号）に、変更等の内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の変更等の承認）

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅新築補助事業変更等承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（完了の届出）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに、上富良野町住宅新築補助事業完了届（別記様式第7号）により町長に届け出なければならない。

2 前項の完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）工事の施工中及び完成後の状況を撮影した写真
- （2）工事施工者からの交付決定者宛てに発行された工事代金の請求書の写し
- （3）建築基準法に基づく検査済証の写し。ただし、建築確認が不要な地域に建築した場合は、不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく建物登記事項証明書の写し
- （4）住民票（世帯票）
- （5）第3条第1項第5号及び第6号に応じ、別表第1に定める関係書類
- （6）その他町長が必要と認める書類

（完了検査）

第10条 町長は、前条の規定による届出を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて行う実地検査により、当該補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを確認し、その結果を上富良野町住宅新築補助事業完了検査調書（別記様式第8号）に記録するものとする。

（補助金の額の確定等）

第11条 町長は、前条の規定による完了検査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、上富良野町住宅新築補助金確定通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後、交付決定者から提出のあった上富良野町住宅新築補助金請求書（別記様式第10号）に基づき交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、上富良野町住

宅新築補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、上富良野町住宅新築補助金返還命令通知書（別記様式第12号）により、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、当該通知を受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

（要綱の効力）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付請求を行った者については、なお従前の例による。

3 第13条及び第14条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。